

平成 20 年 12 月 3 日

各 位

株式会社 西 京 銀 行  
取締役頭取 渡邊 孝夫

満期日繰上特約付定期預金「さいきょうバルーン定期」の発売について

当行は、平成 20 年 12 月 4 日（木）より、満期日繰上特約付定期預金「さいきょうバルーン定期」を販売いたしますのでお知らせします。

#### 記

#### 1. 商品名

満期日繰上特約付定期預金「さいきょうバルーン定期」

#### 2. 商品の特徴

##### ① 2 年繰上満期特約付 5 年定期

当初 2 年間 年 0.80%（税引後：年 0.64%）

3 年目以降 年 1.00%（税引後：年 0.80%）

当行の判断により満期を繰り上げることができる特約（満期日繰上特約、繰上満期日 2 年）がついており、この特約に対する対価が金利に反映されることで、通常の定期預金に比べて好金利が実現しています。

##### ② 原則、中途解約ができません。

万が一、中途解約をされる場合は、損害金が発生いたします。

損害金の詳細については、添付資料をご確認ください。

##### ③ 預金保険制度の対象

「預金保険制度」の対象商品です。

#### 3. 取扱期間

平成 20 年 12 月 4 日（木）～平成 21 年 3 月 27 日（金）

以上

#### ◆本件に関するお問い合わせ

西京銀行営業本部（担当：渡邊）

TEL 0834-22-7664

西京銀行経営企画本部（担当：石田）

TEL 0834-22-7669

#### 本預金に係るリスクについて

- この預金は、「満期日繰上特約」がついた5年ものの円定期預金です。
  - ・当行の判断により、証書記載の満期日（5年目）が中間利払日（2年目）に繰り上がる場合があります。お客様に満期日を選択する権利はありません。
  - ・一般的に、満期日選択権行使判定日の市場金利が、中間利払日以降に適用される利率より低い場合、満期日選択権が行使され、満期日が繰り上がる可能性が高くなります。逆に、満期日選択権行使判定日の市場金利が、中間利払日以降に適用される利率より高い場合、満期日選択権が行使されず、満期日は繰り上がらない可能性が高くなります。
- この預金は、満期日前の中途解約ができません。
  - ・当行は、この預金をお申しいただいたお客様の資金を、金融市場にて一定期間、第三者との契約のもとに運用します。そのため、当行がやむを得ないと認めて例外的に中途解約に応じる場合、中途解約される預金の代替となる、同一条件の預金を新たに調達（再構築）しなければなりません。この再構築に際し発生する、中途解約時点の市場価格で計算された費用（以下「再構築額」といいます）や再構築取引そのものにかかる費用（これら二つの費用をあわせたものを、以下「損害金」といいます）をお客様に負担いただきます。
  - ・中途解約される場合には、中途解約日までの未払利息を加えたお客様の元金から、損害金を差し引かせていただきます。解約利率は、当行所定の中途解約適用利率ではなく、約定金利を適用いたしますが、損害金の額によっては、お客様の受取元利金が当初のお預入れ金額を下回り、元本を割り込む可能性があります。
  - ・また、損害金は日々変動いたしますので、個別にお取引店にご相談ください。その場合、手続きにお時間をいただきます。即日の中途解約・払戻しはできません。
  - ・再構築額は一般的に、市場金利が上昇するほど、また、預入期間が短いほど、お客様にご負担いただく額が大きくなる傾向にあります。これは、本預金の適用金利と中途解約日から最終満期日までの市場金利との差に対して、評価を行うためです。

#### 本預金に係る費用について

- 本預金のお預入に際して、手数料はかかりません。  
ただし中途解約をされた場合は、損害金をご負担いただきます。

#### その他の留意事項

- 市場環境等により、適用利率の変更あるいは申込受付を中止することがあります。
- お申込はご本人様に限らせていただきます。（法人の方・未成年の方はお申込できません）
- 本定期は当初満期日および中間利払日に、元金および利息を普通預金口座へ自動で振替入金いたします。そのため、当行に普通預金口座のないお客様は、新たに作成していただくこととなります。
- ご契約前に必ず、本・支店に備えつけの契約締結前交付書面の内容を十分にお読みください。

[商号等] 株式会社 西京銀行 745-0015 山口県周南市平和通1-10-2

[加入協会] 全国銀行協会